

大牟田市建設工事等における市内業者等の取扱基準

(趣旨)

第1条 この基準は、大牟田市建設工事等の請負契約に係る競争入札参加者資格(平成7年3月31日告示第99号)に基づき、本市の競争入札参加資格者名簿に登録する者の区分について必要な事項を定めるものとする。

(区分)

第2条 本市の競争入札参加資格者名簿に登録する者の区分とは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 市内業者
- (2) 準市内業者
- (3) 県内業者
- (4) 県外業者

(市内業者)

第3条 市内業者とは、本市に本店(建設工事にあつては、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による許可を受けた主たる営業所をいう。以下「本店」という。)を有し、次のいずれかに該当する業者をいう。

- (1) 法人にあつては、本市に本店の商業・法人登記がなされ、本市において法人に係る法人市民税の納税義務を有するとともに、本市に納付すべき全ての市税を完納しているもの。
- (2) 個人にあつては、事業主が本市に住民登録を有し、本市に納付すべき全ての市税の納税義務を有し完納しているもの。

(準市内業者)

第4条 準市内業者とは、本市に支店又は営業所(建設工事にあつては、建設業法第3条第1項の規定による許可を受けた営業所をいう。以下「支店等」という。)を有し、次に掲げる要件を全て満たす業者をいう。

- (1) 本市において法人に係る法人市民税の納税義務を有し、完納しているもの。
- (2) 支店等の開設に必要な資格を有する常勤の技術者が2名以上配置されており、常時事業活動をしているもの。

(県内業者)

第5条 県内業者とは、県内に本店又は支店等を有する業者をいう。ただし、前2条に掲げる業者を除く。

(県外業者)

第6条 県外業者とは、県外に本店又は支店等を有する業者をいう。ただし、前3条に掲げる業者を除く。

付 則

(施行規則)

1 この基準は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度に作成する競争入札参加資格者名簿から適用する。

(経過措置)

2 この基準の施行の際、現に平成30年度競争入札参加資格者名簿に市内業者として登録されている者が、平成31年度から平成33年度の競争入札参加資格者名簿への登録申請時に、有効な建設業許可を受け、かつ、本市に納付すべき全ての市税を完納しているときは、第3条の規定にかかわらず、当該業者は市内業者とする。